

【長野県】旅館・ホテル営業における主な構造設備の基準

区分		法令	旅館業における衛生等管理要領
玄関帳場 又は 宿泊者の確認を適切に行うための設備		【玄関帳場】 面接に適するもの（施行令）	
		【宿泊者の確認を適切に行う設備】 施行規則で定める基準に適合（施行令） ○要件（施行規則） ・事故その他緊急時における迅速な対応可能な設備 ・宿泊者名簿の正確な記載、鍵の受渡し、宿泊者以外の出入りの状況の確認が可能な設備	次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていること ・宿泊者の緊急を要する場合、10分程度で駆けつけられる体制 ・営業者自らが設置したビデオカメラ等による鮮明な画像による宿泊者の本人確認、出入りの状況確認ができる ・適切な鍵の受渡しができる
ロビー			収容定員や利用の実態を勘案した適当な広さ
廊下・階段			適当な幅、高さ、踏面
客室	室数		—
	寝台あり	床面積	1客室 9 m <sup>2</sup> 以上（施行令）
		幅員	—
		間切	—
	寝台なし	床面積	1客室 7 m <sup>2</sup> 以上（施行令）
		間切	—
		—	—
浴室			原則男女別・各1か所以上
	共同浴室	浴槽縁高	—
		脱衣所	収容定員に応じた十分な広さ